

【件名】

新型コロナウイルス感染防止対策に伴う外国人の滞在期限の延長

【ポイント】

- ・ 出入国や国内移動が制限されている間、短期滞在（観光等）で在留している外国人の滞在期限を例外的に延長。
- ・ 引き続き最新の情報収集に努め、感染防止に最大限の注意を。
- ・ 感染及びその疑いがある場合は、必ず当館に連絡を。

【本文】

1 当国外務省より、新型コロナウイルス感染防止対策により、出入国や国内移動が制限されていることから、この間、短期滞在（観光等）で在留している外国人の滞在期限を例外的に延長するとの通知がありました。

2 今後当分の間、商用便による出国は困難ですが、出国が可能となった際に滞在期限が超過している場合は当館にお問い合わせください。

3 引き続き最新情報の入手に努め、可能な限り他人との接触及び外出を控え、感染防止に万全を期すとともに、不測の事態に巻き込まれないよう注意してください。

4 新型コロナウイルスへの感染や疑いがある場合、また、感染者と接触したことが判明した場合は、必ず当館にご一報ください。